

日本年金機構運営評議会（第 60 回）議事要旨

1. 開催日時 令和 7 年 2 月 19 日（木）15 時 00 分～16 時 50 分
2. 場 所 AP 東京八重洲 11F K 会議室
3. 出席委員 菊池座長、和泉委員、植西委員、佐保委員、寺田委員、西沢委員、西村委員、庭野委員（8 名）
4. 議題
 - ① 日本年金機構の令和 7 年度計画の策定について
 - ② その他
5. 意見概要 （○：委員意見 ●：機構からの説明）

[議題①]

日本年金機構の令和 7 年度計画の策定について

- 年金制度改正について、短時間労働者の適用拡大への対応も含め、施行の際に混乱が生じないように、人材確保などの必要な対応について現場と意思疎通しながら検討していただきたい。

時間外勤務の目標が勤務実態と乖離することがないように、仕事と生活を両立させて意欲を持って働ける職場環境を確立するという取組の趣旨を現場ともしっかりと共有いただきたい。
- 年金制度改正に向け年金局と常に意思疎通を図りながら、事務処理や体制の整備、システム構築等を着実に進めていきたい。

適用拡大では、特に企業規模要件の撤廃に関する影響が大きいことから、周知広報や事務処理等について年金局と相談しつつ体制の整備等を図りたい。
- 時間外勤務削減の目標は定量的に定めているが、ご指摘のように勤務実態との乖離が起こらないようしっかり注視していきたい。目標の達成に当たっては、引き続き業務効率化に取り組むとともに、例年実施しているノ一残業デーや一斉退社日に取り組んでいきたい。
- 機構は過去にサイバー攻撃によって大変な対応をしてきたが、近年は落ち着いている。民間企業では近年のサイバー攻撃の増加や深刻化等に伴い訓練等の対策を強化しているが、機構ではどのように対応しているか。

● 機構は平成 27 年の業務改善計画に基づき、引き続きインターネット領域と業務領域を物理的に切り分けており、インシデントを想定した訓練を行っている。インターネット上のホームページ等は系統的に保護し、攻撃を検知した場合の体制を構築している。また、内部犯行によるリスクへの対応も行っており、引き続き油断せず体制を維持していきたい。

○ デジタル化の推進に当たり、内部犯行リスクの対策も含めて緊張感を持って進めていただきたい。

○ 番号法等の改正に伴って、戸籍に氏名の振り仮名が小文字を含めて登録されること等により、機構において金融機関に口座振込等を依頼する際は全て大文字に変換する必要があるのではないか。機構ではどのように対応しているか。

適用拡大等の制度改正によって、制度に適用される者とされない者の差が生じ、公平性が十分に保たれないことも懸念されるが、どう考えるか。

● 戸籍に小文字を含めた振り仮名が追加されることにより、機構の振込事務等への影響はないものと考えているが、別途確認したい。戸籍への振り仮名追加に合わせて、関係機関と連携した周知広報を行うなど、混乱のないように対応していきたい。

● 機構は実務を担う立場として、公平性の担保の観点も含め、制度改正等による影響を把握して制度設計者である厚生労働省へ伝えていく必要があると考えており、ご指摘を踏まえつつ取り組んでいきたい。

○ 制度の公平性を担保する上で、正しい手続きが重要であると考えため、適切に事務処理されているかも含めてチェックを徹底してほしい。

○ 中高生の頃から制度改正も含めて年金制度を学ぶ必要があると思う。例えば、こども家庭庁の取組等を活用するなどして定期的に若者から意見を聴取する仕組みを検討してほしい。

継続して就労していることを理由に障害年金が受給できない等について、発達障害を抱える就労者から伺ったが、このような方々や非課税世帯から少し外れたために経済的支援を受けられないような方々についても当事者の意見を聞ける仕組みがあるといい。

外国人が非常に増加していることから、外国人に対する施策に更に積極的に取り組むことで、年金制度への信頼を得て、納付率を確実にしていくことが、適切な年金給付や年金制度全体の安定につながると考える。

機構のような組織でA Iを活用した事例を積み上げることは、各所にも好影響を及ぼすのではないかと考える。リスクを考慮した上で慎重に検討をしていると思うが、可能な限り早く、適切に取り組まれることを期待したい。

不要財産を国庫に納付することで、国と機構との間で金銭的なやり取りは発生するのか。

選択的夫婦別姓の議論が各所で行われているが、仮に導入された場合、機構の業務にどのような影響があるか。

- 中高生に対する年金セミナー等の取組を更に充実させたい。また、こども家庭庁の取組をどう活用できるかご指導いただきながら検討したい。
- 制度は年金局の所管になる一方、機構としても加入年齢に向けてこどもの頃から年金制度の意義を理解してもらうことに加え、保険料の納付や年金の受給に関する意見をもらうことも必要であると考え。今後も様々な点についてご意見を頂戴したい。
- 生成A Iの活用は民間企業や公的機関の動向を注視しながら取り組んでいく。令和7年度に予定している試行実施では、安全な環境を構築した上で、議事録作成や機構内の照会対応への導入に向けた技術検証に加えて、今後、更にどう活用できるかについても検討していきたい。
別姓制度の影響等について、個人的な所感では、機構における記録管理やシステムの在り方等に関しての検討が必要になると思われる。
- 現在機構が保有している土地建物等は設立時に国から出資されたものであり、不要となれば国庫に返納することとなるが、会計処理上、その分機構の保有する資産総額が減少することとなる。
- 国庫納付により資産勘定及び事業資本が減るが、機構への影響はない。
試行的に議事録の作成から始めるが、どこまでA Iを活用することができるか挑戦していきたい。

- 障害年金に関して補足すると、昨年の年金部会において、障害年金についても議論をし、障害年金の在り方等に関しては将来的な検討課題である旨を報告書にまとめている。

若者等から意見を聞くべきだという一般からの意見が強くなってきており、年金部会の委員からも同様の意見があった。機構と年金局が連携して取り組むことで課題の解決につながると思う。
- 全国社会保険労務士会連合会では主に高校生や大学生への出前授業に取り組み、令和5年度は全国で623校、約6万人の生徒に授業を行った。引き続き年金セミナー等に協力していきたいと考えており、ぜひ活用していただきたい。
- 年金セミナー等について引き続き社労士会と連携して取り組みたい。
- 制度改正の法案が審議される中で次の3点について説明できるよう準備するといいいのではないかと考える。

1点目は、在職老齢年金に関して、支給停止基準が引き上げられる方向で見直しが進められているが、例えば制度面や執行面での実態を確認しておく必要があると考える。

2点目は、ねんきん定期便に事業主負担分の保険料額も明示すべきだという意見について、明示すべきだと思っているが、どのように取り扱っていくか議論しておくべきと考える。

3点目は、今でも未適用事業所がある中で適用拡大を適正に執行できるのかという議論が出てくると思われる。機構のこれまでの取組をしっかりと説明できるよう準備されると良いと思う。
- 在職老齢年金に限らず、これまで厚労省と議論を重ねてきているが、今後、施行の段階となっても、現場で抱えている課題や意見を厚労省に伝え、引き続き意思疎通を図っていきたい。

ねんきん定期便は、厚生労働省と調整の上、省令に基づき被保険者負担分を記載しているが、ご指摘のようなご意見があることも承知しており、令和7年4月発送分から、事業主も被保険者負担分と同額を負担している旨の説明を記載する。

適用拡大に関しては、年金局としっかり調整しながら、周知広報や、効率的に調査等を実施できるように必要な体制整備を進めていきたい。
- 年金記録問題の対応状況と今後の見通しについて教えてほしい。

また、機構における 60 歳を超える者の雇用制度の現状と、新たに検討している仕組みはどのようなものか。あわせて、民間企業も関心が高い、機構における有給休暇の取得の状況や課題についても教えてほしい。

男性職員の育児休業については、取得率だけに着目するのではなく、取得期間についても着目する必要があると考える。

- 年金記録問題への対応状況としては、現時点で約 3,400 万件程度解明し、約 1,700 万件程度が解明作業中又は解明に時間を要する記録となっている。年に 20 万～30 万件程度の統合が進んでおり、令和 7 年度も引き続き解明作業に取り組むとともに、記録の正確な管理に取り組んでいきたい。
- 65 歳までの雇用はこれまで単年ごとに契約していたが、国家公務員の定年延長に伴い、令和 7 年 4 月から 5 年間の継続雇用とするシニア職員制度を新設し、国家公務員を基準に処遇を見直している。

65 歳から 70 歳までの雇用制度は企業において努力義務とされているが、どのように雇用機会を確保できるか引き続き検討していきたい。

機構における有給休暇の取得について、時間外勤務の削減と同様に、声掛け運動等に各拠点で取り組んでおり、令和 5 年度は年間平均で 15 日程度取得しており、令和 6 年度上期も前年同月と同程度取得している。

男性の育児休業取得率は令和 6 年度上期で 78%程度と近年上昇しており、取得平均日数は令和 6 年度上期で平均 144 日程度と民間企業より多く、伸びてきている。令和 7 年度も引き続き働き方改革として取り組みたい。
- 男性の育休取得は、近年機構が力を入れて取り組んでおり、民間企業に比べても努力しているという認識である。

[議題②]

その他

・提言（案）

前回会議で菊池座長より提案があったことを踏まえ、理事長あてに提言を行うこととなり、別添の「提言」が取りまとめられた。

- 提言の各事項は機構の業務遂行に非常に重要であると考えており、これら実現のためにも、職員にこの提言を認識いただくことが重要だと考えるため、機構内で積極的にこの提言を周知いただくようお願いしたい。

- 例年、事務連絡として全職員へ周知し、厚生労働省へ報告するとともに、業務実績報告書の添付資料として年金事業管理部会にも報告している。今回も同様に周知等して、いただいたご提言を踏まえて取り組んでいきたい。
- 電子申請された後の訂正手続きの電子化について、前回の運営評議会でも意見したが、今回の提言に取り入れていただいた。実現は非常に大変だが、デジタル化を進める上で重要だと考えており、引き続き頑張ってもらいたい。
- 訂正手続きの電子化について、ご指摘を踏まえて、今後システム化に向けての課題も含めて検討していきたい。

(以上)